平成３０年（フ）第４８５号
福岡市城南区田島４丁目13番７―302号
債務者　待鳥　　崇
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４９２号
福岡市西区女原北13番17号
債務者　前田　友子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４９７号
福岡市南区井尻３丁目11番14―403号
債務者　竹田　由美
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５０４号
福岡県宗像市田久２丁目10番22―103号
債務者　田中　　勉
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５２０号
福岡市中央区平尾２丁目20番39―201号
債務者　藤谷　香二
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１０号
福岡県大牟田市大字岬1066番地
債務者　佐藤　里美（旧姓甲木）
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第３７号
長崎県大村市松山町882番地３　松山団地Ｂ棟503号
債務者　與猶　豊子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第９号
熊本県八代市田中西町20号11番地１　あゆみハイツ302号室、住民票上の住所熊本県八代市昭和同仁町939番地２地先
債務者　橋本　秀志
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２００号
埼玉県熊谷市弥生１丁目19番地
破産者　李　　一孝
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第９４号
鹿児島県曽於市末吉町深川6565番地３
破産者　與倉　幸夫
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第２１８８号
札幌市中央区南17条西９丁目１番20号　ノーザンコート山鼻Ⅰ201号
破産者　南原　一貴
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７２号
茨城県土浦市並木１丁目10番５号
破産者　田村　明代
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１６３号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148番地の31　ホテルハイツ
破産者　高相　　周
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
名古屋市天白区久方１丁目148番地　相生山団地５号棟505号室、従前の住所名古屋市天白区土原１丁目207番地
破産者　久米理津夫
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８４４号
愛知県大府市月見町５丁目128番地
破産者　古野　正治
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９２９号
大阪市天王寺区筆ケ崎町５番38　ロイヤルパークス桃坂806号室、開始決定時大阪府大東市野崎３丁目４番５号　ＪＡパストラルⅢ502号
破産者　富　　隆志
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４８６号
滋賀県草津市若竹町９―33　フレマリール若竹南102号室、開始決定時大阪市生野区田島２丁目６番７号
破産者　久保　道弘
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部